

新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書（飲食店）

以下の新型コロナウイルス感染症防止対策を実施することを宣言します。

令和 年 月 日

店舗名：

責任者名：

★は必須項目

NO	項目	内容	チェック
1	①実施体制	感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任します。	☐
2		発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ利用者の連絡先を把握します。	☐
3	②密集対策	★他のテーブルとの間並びに同一テーブル上の正面及び隣席との間にアクリル板等（目を覆う程度の高さ以上のもの）の遮蔽物を設置又は、座席の間隔（できるだけ2 m。最低1 m）を確保します。	☐
4		★予約制の導入による入場制限やテレビ上映の停止等による滞在時間の短縮等を行い、同時に多数の人が集まらないようにします。	☐
5		★入場時の健康確認（発熱がある方の入場は控えていただくようポスターなどで周知）を行います。	☐
6	③密閉対策	★換気設備により、必要換気量（1人あたり毎時30 m ³ ）を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行います。	☐
7		★ビル管理法の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすよう、換気設備の清掃、維持管理を行います。	☐
8	④密接対策	★食事中以外のマスク着用を来店者に対し、掲示や声かけを行います。	☐
9		★従業員のマスク着用を徹底します。	☐
10		★キャッシュレス決済の積極的な導入を行い、現金の場合はトレーを介した受け渡しとします。	☐
11	⑤衛生対策	★入店時に必ず、従業員が来店者に対し呼びかけ、店内入口及び施設内に設置した消毒設備で手指消毒を実施します。	☐
12		★可能な限り大皿での取分け方式を控え、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控えます。ビュッフェ方式を行う場合は、利用者の取り分け時の対策等を徹底します。	☐
13		★ペーパータオルを設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）します。	☐
14		★多数の人が触れる場所（テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、レジ、蛇口等）は、重点的に消毒を実施します。	☐
15		★鼻水や唾液のついたごみは、しっかりと密閉して廃棄します。ごみの回収者は必ずマスク、手袋を着用し、脱いだ後は必ず石鹸と流水で手洗いします。	☐

★は必須項目

N0	項目		内容	チェック
16	⑤衛生 対策		★トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底をします。	☐
17			★毎日従業員の健康チェックをし、体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養させます。	☐
18			★ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換します。	☐
19			日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底します。	☐
20	⑥周知		★感染防止対策への協力について、利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を行います。	☐
21	⑦感染防止対策 の継続		★ステッカー配布後も本チェックリストに基づく感染防止対策の状況を月1回以上確認します。	☐
22	感染 防止 マニ ュア ルの 提出 が 必要	カラオケ・ ライブハウ ス	★歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行うほか、室内の適切な換気を行う。館内の換気にも特に留意します。	☐
23			★歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置、スタンドマイクを活用します。歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控えます。	☐
24		キャバレー 等の接待を 伴う飲食店	対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のフィジカル・ディスタンスを徹底します。	☐
25			カラオケの利用を自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱します。	☐